

# 原始佛教僧伽の統治法について

佐藤密雄

斷り書き

此の一篇は十年前に、私が S. Dutt 氏の

Early Buddhist monachism, 1924, London.

を讀んだ際、其の第六章の要領を取つて私見を加へ自己流に解しノートして置いたのをそのまま、此處に記したのである。早急を要して、原文について、再見補正する時間なく、從つて誤解少なきことを保し難く、原著者にも申譯がない次第である。又更に後半の部分には、かつて雜誌「佛教學徒」第五輯に執筆したものをそのまま、流用した部分もあり記して許容を得たい。只だ本學報の性質上學生諸君の原始僧團の理解に多少の役立つ所もあるべきかと思ひ、餘白を埋めさせて頂いたものである。讀者諸賢の諒承を得たく、同時に補正教示を得ることあらば筆外の喜びと考へる次第である。

(一)

原始佛教僧伽の統治法が、律藏中に規定されて居る様

な成全さに達する迄には、幾つかの階程を経て來た筈であり、又是等の律法組織は、恐らくは、佛教僧伽自體の中に發生々育したのではなく、必ずや外部のものを用ひ適用したものであり、從つて外部關係とかけ離れた孤立的な研究は非歴史的な觀察に陥入るだけである。原始沙門生活の一般背影は、出來得るならば、其の組織の發生を發見する爲めに、古代印度の政治理論及び實踐と結びつけて研究されねばならないのであるが、資料の少ないことは此の方面の研究に大きなハンディキャップをなして居る。

原始佛教僧伽の統治についての主要點は其の共和的な教會支配である。若し、此れが同時代の諸沙門團にどれだけ共通のものであつたかゞ確められるならば、佛教統治についてのより明らかな見識を興へ得らるゝのである。

紀元前六世紀の諸沙門團の僧伽 (sangha) 若しくは衆團

(gana)は各々公認された指導者(saṅgha 師)を持つて居たが、其の最初の指導者が死んだ後、其の傳統相續が必ず續いたか、或ひは何か他の機關が存在する様になつたかは不明であり、此れに關する満足な説明は現在以上の資料のない限り不可能である。當時の幾つかの沙門團教義については、長部沙門果經(sāmaṇaphala sūta; D. N. 17-13)に説明があり、又其の中の活命派(āṅkika)については覺音(Buddhagosa)の長部註や、耆那の優婆塞十經(Uvāsagadaśao)等にも存するが、其の教團の性質組織については何等知り得られない。このことは耆那教についても同様であるが、唯だ然し、其の尊者系譜に於ける聚那教團に「共和制の觀念」が行はれなかつたことを示して居る點で重要である。ヤコビ教授の説に依れば「聚は一人の師から由來する學派、族は一系統に於ける師の相續

枝派は一人の師から分れた系統」(S. B. E. jaina sutras, pt. 1, p. 288, footnote 2.)であつて、此れに對して佛敎々團組織には、律藏に現はされて居る様に、支配的主權の欠如して居ることは注目すべきこととなる。

例へば、耆那教の苦行者に關する規則(Kaṭṭha sūtra 聖

行經第八)には「尊者、苦行者大雄は雨期の一月と十二夜を過して、パッヂユサンを初めた。其れと同じ様に聚維持者も雨期の一月と十二夜を過した時にパッヂユサンを初めた。聚維持者のなしたる如く聚維持者の弟子達もなした。尊者達のなしたる如く今の離繫沙門はなすべきである」とあるが、佛敎の律藏からは此れに對比すべき文句を引出すことは出来ない。後には形式的に其れを扱つては居るが、原始佛敎にあつては、師の傳統相續の觀念は明確に排除されて居たのである。

善見律(Samantapāsādikā)の序には阿闍梨傳承(acarya-parampara)として優波離(Uppai)・駄寫拘(Dasaka)・須那迦(Sonaka)・悉伽婆(Siggava)・帝須(Tissa)を列擧して居るが、記者覺音の用ふる意味の阿闍梨傳承は律藏の全く知らぬ所であり、又た此の系列の初めをなす優波離については、原始佛敎文書の何處にも、僧伽の律師としての如何なる永久的な公的地位をも占めるものとはして居らず、彼れはたゞ第一集の律誦出にあつて、最もよく律を學んだ持律者として選ばれたにすぎない。覺音の阿闍梨傳承(此れは後の佛敎文學の成作)が、若しも耆那教の尊者系譜に類似するものであるならば、原始佛

教にはないもので、五世紀に覺音の創作せるものである。

佛滅後の僧伽の變遷をオルデンベルグが「君主政治から共和政治へ」と巧に指示して居るが、此の佛教の共和政治的な統治觀念は耆那教にも印度教にも見出し難い獨特なものである。然し佛陀の傳統相續につゞて原始佛教文書が沈黙して居る譯ではなく、律藏小品 (Cullavagga, VII, 3, 1.) には提婆達多 (Devadatta) が佛陀に對して「世尊は老年になり生涯の終りが近づいたから僧伽支配の地位を私にゆづるべきである」と提議して居る。此れに對する佛陀の答へは「舍利弗や目犍蓮にすらゆづらなかつた地位をば、まして提婆達多の如き惡人にはゆづらなから」と言ふのであつた。今一つは大般涅槃經 (mahāparinibbāna sūta) にあるもので、佛陀の入滅前に阿難が「佛陀は入滅に先だつて何か僧伽に對する教を残すであらう」と言つたに對し、佛陀は「汝自身を自燈明とし法を法燈明として、何物にも依らず、自燈明法燈明に依るべき」を述べ、更に「如來は僧伽を指導すべきであるとは思はない。又僧伽は如來に依つて居るとも思はない」と言ひ、「私が汝等全體に對して制し與へたる法と律とは私

の滅後の汝等の大師である」と告げて居る。此の二つの話は、「君主政治から共和政治へ」の反證となるもので、大般涅槃經の説は、佛滅後の僧伽が共和的統治型態をなすに至り、その根據を佛陀に歸せしめたものと見るべきである。此のことを裏書する説をなすものとして、中部の瞿默目蓮經 (Gopaka-Moggallāna Suttanta) の説話は興味が多し。佛滅後王舍城の大臣雨勢が阿難に、「佛陀は死ぬ前に其の後繼者たるものを指定したか」、「其の後誰れかそのことについて推舉されなかつたか」、「教團の統率者なくして如何にして滅後の弟子達の結合があるか」を順次に質問したが、阿難はそのすべてを否定して「我々に庇護者は要らない。波羅門よ、我々は庇護者として法を持つて居る」と答へて居る。明らかに局外者に取つては佛教の共和政治的體制は不可思議のことでもあつたのである。

## (11)

四方比丘僧伽が相異つた住處 (vāṭa) に屬する幾つもの教團に分裂した時に於いても共和的觀念は依然として (或ひはより嚴重に) 保たれ、「僧院長よ」に答へるものは

原始佛教僧伽には誰れも居らず、かゝる地位を望むものは痴人として非難されて居る(Dhammapada, Bālavagga, 76)。又僧伽で種々の行事をなす時——裁判詮議其の他のことについて——は有學有徳の人が主宰者に選ばれるのであるが、其の性質は「命を受ければ僧伽の命じた所を行ひ、此れをなすのは私であると考へなす」ものである(Ālavagga, X, 6, 3)。

支配的至高權威者の考へ——即ち公認統領、精神的指導者、修道院長、若しくは教團維持者——は原始佛教僧伽には全く縁遠きものである。然し、此の原始佛教の共和的統治は佛教が早くも勢力を得た北東印度の多くの種族の政治組織であつた事は留意されねばならぬ(Rhys Davids, Buddhist India, p. 2, & pp. 19, 22)。當時の人々は投票や委員會、民衆法廷や集會立法權の如き自由制度に親み熟知して居た故に、此れが佛教に移植されたと見ても不思議は存しない。

原始僧伽の住處は古代ギリシアの都市國家の如きもので、佛教の民主的共和政治領域であつた。統治は普遍的選舉權に根據して居り、すべての當然に資格を有する團員は、其れに參與する同等の權利を持つて居り、僧伽に

關する如何なる行事でも、其れが如何なる方法でなされても、すべては僧伽羯磨(Saṅgha kamma)即ち全僧伽の決議行動と呼ばれるのである。

僧伽羯磨をなすには必ず全僧伽員の會同が必要とせらるゝもので、若し誰れか其の會同に加はらない人があるとすれば其の人は住處の界區の外へ出て止まつて居るのか或ひは代理人(Chanda)と呼ばれるゝ他の出席者を通じて、其の僧伽羯磨に自己の同意が申送らねばならぬ(病氣等の場合—Mahāvagga II, 23-5)のである。全員の完全な出席會同が主張さるゝことは、大般涅槃經が、「僧伽の墮落防護の二つは僧伽羯磨の完全出席である」とすることからも知られる(Mahāparinibbāna Suttaṅga, 1, 6)。此の僧伽羯磨の成立及びび行事遂行の成立する場合は(1)四人僧伽—受戒・自恣・出罪以外のすべての行事をなし得。

(2)五人……九人僧伽—中國の受戒と出罪を除く一切行事(邊境では五人僧伽でも受戒行事の執行が許容されて居る—Mahāvagga, V, 13, 12)。

(3)十人……十九人僧伽—出罪以外の一切行事。

(4)二十人以上僧伽—一切行事。

此處に四・五・十・廿人僧伽と言ふのは定員の最少數で會同成立の委員數ではない。例へば、三人しか居ない僧伽では、他の界區の比丘が轉じ來つて定員を形成する様に助けなくては僧伽羯磨は成立しない。更に七人の僧伽の場合を考へるに、七人全部が出席すれば(2)の場合の行事執行は出来るが、其の中の四人を委員として(1)の場合の僧伽羯磨は成立出来ない。唯一の例外的なものとして委員制度は有るが、此れは後に述べる如く全く外の場合の手續である。

僧伽羯磨に會同することは義務であり權利であり、此れは正式僧伽員即ち受戒の比丘すべてに保有せらるゝものであるが、然し此の人々にも廿四の缺格條項があつて(Mahāvagga, IX, 4, 2) 此れに觸れたものは僧伽羯磨構成の員數には數へられず出席出来ない。

廿四の缺格條項の第二十一と第二十二に(一)住處の界區外の居住者と(二)他の住處に所屬するものとは缺格者とされて居るが、安居住處の場合だけは、ある比丘の摩那埵や出罪を認める場合に——これは二十人以上を必要とする——人數が不足して居るならば、外から人を招いて定員を整へ得る例外を認めて居る(Mahāvagga, III, 6,

8)。此れは、史的發達の上からは例外が先きにあり、廿四條項が整つたのは後なることを示すもので、此の法制發達に階程のあつたことを示すものであり、又た僧伽が次第に住處を中心に、排他分立し行つたことを物語るものである。

## (III)

僧伽の行事に關する決議決定、即ち僧伽羯磨の形式は白文(Natī)と羯磨說(Kammaṅga)の二部分からなり、前者から後者に移るので、此れを轉倒すると無効となる(Mahāvagga IX 3, 2-9)。白文は決議文で羯磨說はそれに對す賛否を問ふ提議提唱である。従つて此の形式は、全體出席を待つて、あらかじめ作成された決議(白文)を讀み上げて議題とし、つゞいて白文について賛否を問ふ(羯磨說)のである。羯磨說は白文の内容を繰返して「是れを認めるものは默せよ、認めざるものは言へ」と提唱するのであつて、全員沈黙せば通過決定となる。白文と羯磨說とが一回づゝ言はれるのが白二羯磨(Natidūtiya kamma)で羯磨說が三度繰返さるゝのが白四羯磨(Natī-catuttha kamma)で、事件の性質種類によつて白二と白

四何れに依るべきかは決定されて居り、此れを誤つても決議は無効となる。

以上を括めて僧伽羯磨成立要件順序を示せば左の如くなる。

(一) 羯磨をなす資格あり、出席し得るものゝ全員出席に依り、然も法定數を満足せしめること、此のことが無効になるものに事後承諾を求めても、其の決定が有名な毘舍離結集の十事非法の第五の如きものがある(Cullavagga, XII, 1, 10)。

(二) 全缺席者の賛意は代理人に依つて通達されて居ること。

(三) 白文の提出。

(四) 白二若しくは白四羯磨たるに應じて一度又は三度の羯磨説の提唱。

(五) 出席者の黙認に依る決定。若し異論が出づれば評事として後に説明する手續へ廻されねばならない(Mahavagga IX, 3, 9)。

以上の要件が整はなかつたならば其の僧伽羯磨は無効となり、此の無効となつた場合は後に説明する義務評事

法に依つて論議されて、再び新たにされねばならない。然し、正式に有効に成立した決定を問題にするは波逸提(Pacītya, no. 63)の罪に問はれる。

#### (四)

僧伽羯磨は二つの場合に依つて、即ち(一) 一般的要求と(二) 評論とのいづれかに依つて開かれる。非懲戒的な僧伽羯磨は(一)の場合に發生するもので、全僧伽の意見が賛成であることが明らかであれば型通りに白文・羯磨説・黙認・決定となるが、意見の對立が生ずれば第二の場合となる。又懲戒的處分は、一人又は數人の比丘に對して餘の比丘が處分を行ふのであるから、明らかに第二の場合に屬する。第二の場合の型式手續は次の様な順序でなされる。

I 論争(豫審)——(a) 告訴と否認若しくは(b) 罪の告白若しくは(c) 異見の對立——(a) の否認が不正事件に關する偽の否認であれば除却羯磨を受ける罪を構成する。

II 處分(正式裁判)——(a) 白文(b) 羯磨説、(c) 白文羯磨説共に滅諍法に依る。

## Ⅲ僧伽の決定(判決)

非懲戒的な僧伽羯磨ではⅠがなく、Ⅱは(c)に依らずして白文を扱ふのである。懲戒的な評論の場合は此の全部の過程を経るのであり、此の三段の過程は實際には極めて複雑である。

## (五)

論争さるゝ主題即ち事件が諍事(adhikāraṇa)と言はれるが、此れは四種に大別される。

(A) 争論諍事 (Vivādadhikāraṇa) — 教義、禁戒、佛陀の教・修・制・罰罪についての見解の相違である。

第二結集の十事非法問題は此の種の事件である。

(B) 誹難諍事 (Anuvādadhikāraṇa) — 或る比丘の意見・行爲・性質生活様式等に關する誹難に對する告發争論である。但し親切から發した誹難の場合は除外される。

(C) 罪過諍事 (Āpatādhikāraṇa) — 律藏に罪過として規定する五篇七聚禁律を犯したとして比丘が告發された場合のものである。(五篇七聚に相當しない罪過の場合は誹難諍事として扱はれる。)

(D) 義務諍事 (Kiccādhikāraṇa) — 僧伽羯磨、其の他

諸般の事柄が合法なりや否やに關する諍事である。以上四種諍事の實例を求めるならば、(A)に關するものでは、有名な第二結集の十事問題で、「比丘が金錢を受けるは律違犯か合法か」の論争がある。(B)に關しては同じく第二結集の時に伐地子比丘達が相手の耶舎比丘をば俗人をそゝのかしたとして誹難した事件があり、(C)に關するものでは王舎城住處で起つた所の惡比丘尼メツテイヤーが「ダツベ比丘は私に律違犯の行ひをなした」と公言せる如き事件があり (Cullavagga, IV, 4, 8)。(D)に關するものでは第二結集で伐地子比丘達が耶舎を除名處分にしたが、此れは全員出席の條件が缺けて居たのであるから、其の非合法性は當然義務諍事で明にさるべきものであつたのである。

## (六)

以上四種の事件が、法廷とも言ふべき全僧伽の出席せる僧伽羯磨の席上に提出され裁判されるのである。非懲戒的・非誹難的事件は白文(決定文)が直ちに此の席上に提出採否が決められるが、懲戒的・誹難的な僧伽羯磨の

場合は、判決文たる白文——有罪か無罪かいづれにしても——を作成する爲めの、訊問に被告者は従はねばならぬ。白文になる様に訊問の結果が得らるゝと滅淨法に依つて扱はれる。滅淨法には現前毘尼・憶念毘尼・自言治法・不癡毘尼・多數覓罪相法・覓罪相法・草覆地法の七種があつて、七滅淨法と言はれる。

(A)現前毘尼(Sammukhavinaya)——此れは、事件關係者(原告・被告)・僧伽員・手續上の律制・事件關係法の出席完備で、四種の評事すべての處分に必要なことである。評論評事の一部及び義務評事の全體は此の現前毘尼だけで決定される。

現前毘尼には二つの例外的型式がある。一つは事件の處理を他任處に屬する審判者に委ねる場合で、此れは問題を決することが出来ない場合には審判者に依つて事件は返還される。今一つは、同住處の比丘の委員を選んで此れに事件を委ねる場合である。即ち事件に關する異論に依つて行事の進行が混亂に陥り出席者全員では決定出来難くなつた場合に委員(Uddanika)を選ぶのである——選出はすべての役員選出と同様に白文・羯磨說でなされる。委員が委任された事件を遂行する方法規定は存

しないが、此の方法の唯一の實例たる第二結集では、事件の委員付託を決議し、兩派同数の委員を選擧し、委員會は甲派より委員長を乙派より委員長秘書を出し、秘書が事件を整理して委員長が此れを委員會に計り、委員會で決定した案をば僧伽全體の大會に於いて、委員長が議長となり、委員會で計つたと同様な方法で全體に計つて決定して居る(Cullavagga, XII. 2, 8)。

(B)憶念毘尼(Sativinaya)——或る比丘が無實の罪で訴へられた時に、其の嫌疑の否定を求むる爲めに用ひらるゝもので、是れは(一)取消しを求むる人が清淨潔白であり(二)無實の告訴があり、(三)是れに依つて憶念毘尼に依る取消要求のあつた時、(四)僧伽は必ず受諾して、(五)如法に行はるゝものであり、行事は取消要求の言葉を白文として型の如く僧伽羯磨が行はるゝのである。

(C)自言治法(painakatara)——是れは或る比丘が輕罪(波羅夷・僧殘以外)を犯した時に告白赦免を求むる方法であつて、是れは必ずしも僧伽羯磨の型式を踏む必要はなく、犯罪者が他の一人又は數人の比丘の前に行き告白赦免を求めれば良く、然らざれば僧伽に告白赦免の白文を提出して型の如く僧伽羯磨を行ひ、僧伽から注意

されて赦免を獲得するのである。

(D)不癡毘尼 (Amulhavayya) — 或る比丘が精神錯亂中に犯した罪について、告訴又は誹難された場合に、精神錯亂中の行爲はすべて罪にならないのであるから、無罪を要求するものであつて、訴へられた比丘が全部を告白して、告訴されて居る部分だけ記憶がない場合か、若しくは今尙ほ精神錯亂をつゞけて居る場合に成立し得るもので手續は憶念毘尼に等しい。

(E)多數覓罪相法 (Yebhuyasikā) — 此れは爭論諍事<sup>1</sup>が現前毘尼法だけで決定出来ない (滿場一致の決定が得られない) 時にのみ行ふ多數決の方法である。此の方法を用ふるに立至つた場合には、投籌即ち投票に依つて多數決をなすのであるが、此の投票は、多數者の投票が必ず聖法の正義に味方する様に仕組まれてあることが注意さるべき點である。

先づ最初に投票執行者なる行舎羅人 (集籌者) を選舉する。愛恐怖痴を離脱し、投票の正しき行不行を熟知する人を白二羯磨の形式で選出する。此の行舎羅人に投票の執行廢棄の絶對權を與へ、票は此の人が自ら投票人に手交して投ぜしめるのである。

投票には覆藏法、露顯法、耳語法の三種があつて、露顯法とは公開投票で、行舎羅人が投票者に顯はに籌を與へ、その時に誰れにも聞き得る態度で賛否の表示の仕方を教へ、投票者も自己の賛否を強いて見せるのではないが他人に顯はに解る態度で投籌するのである。覆藏法は秘密投票で、各自に籌を與へる時に各自の賛否を人に知られない様に投籌すべきことを求めるので、耳語法はこれよりも更に進んで、行舎羅人が各投票者の間を廻つて耳に私いて投票の仕方を教へる秘密投票法である。そして投票者が次の十箇條のいづれかに該當する場合は不成立となる。

- (A) 諍ひの是非を知らず正義の側の籌を取らず。
- (B) 善友と共に籌を取らず。
- (C) 非法者多からしめんとして籌を取る。
- (D) 非法者多しと友を誘ふて籌を取る。
- (E) 衆僧を破らんとして籌を取る。
- (F) 非法の籌を取る。
- (G) 衆僧の破すべきを知りて籌を取る。
- (H) 別衆籌を取る。
- (I) 小犯を以つての故に籌を取る。

(J) 所見の如くならずして籌を取る。

律藏の註に依れば露顯法は適法に投票が進行する時に  
行はれ、覆藏法は權勢ある非法者が居る時に、耳語法は  
無知者の多い時に行はるゝものとせられる。此の中露顯  
法は必ず正義の勝なることを豫想して居るものである。

秘密投票は、不正義派の勝となつた時は、行舍羅人は廢  
棄の權利に依つてこれを三度迄直すことが出来るので  
ある。三度迄やり直しを行つても尙ほ正義派の負である  
場合にも是を認めずして、行舍羅人は宣告して「今日は  
不詳なり。明日又た行ふ」とて、正義派の勝になる迄繰  
返して行ふ爲に、次の日に延長して行ひ得るのである。

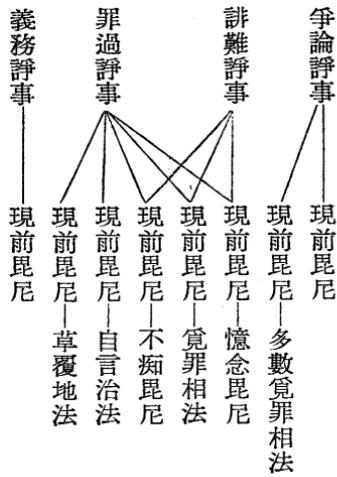
耳語法に至つては、或る人が不正者に投票すると思は  
るゝ時は、行舍羅人は其の者に私いて「大徳よ、大徳は  
大人であり長老である。かゝることは大徳のなすべきこ  
とに非ず。正義の籌は他の方である」と私き、更に付加  
へて「余人に此の耳語を告ぐる勿れ」と耳語するのである  
若し其の耳語された人が既に不正義派に投票を終つた後  
であつても、然も其の人が正義に味方してもよろしいと  
言へば、行舍羅人は投票を仕直さすことが出来るのであ  
る。此れは自由主義的形式の下に有徳の行舍羅人の正義

とする方向に決議を導く様な仕組になつて居り、憲政々  
治の議會に行はる、解散停會等の幼稚な原始的方法でも  
ある。

(F) 覓罪相法 (Tassa-pāpīyasika) — 是れと次の草覆地  
法とは、僧伽羯磨の進行中に於いて生じた事件について  
適用せらるゝものである。例へば、罪ある比丘の罪につ  
いて訊問の場合、告白の前後が不一致であつたり、間違  
ひを言ひ張つたり、偽證したりする時に、誤りを難じて  
此の法に依つて處罰するもので、誹難諍事罪過諍事に屬  
する種類で、たゞ行事進行中に起る點が特徴あると言へ  
る此れは告白を條件として白四羯磨で行はれる。

(J) 草覆地法 (Tina-vittaraka) — 此れも行事進行中に  
生ずるものであるが、此れは行事の進行中に色々な不服  
が生じて來る結果として、出席者の中に口論・爭論が起  
つた場合に、互に其の誤れるを自覺した時に適用するも  
ので、争ふ各組から代表者を出し、告白の形の白文を作  
り、赦免を求めるものである。此れは教團の恥になる争  
ひを外に出さず草で地を覆ふ如くに内部解決を計るもの  
で、示談に類するものと言へる。然し重大な事件や在家  
に關係した事件には適用出來な。

以上七種の減誣法と此れに依つて處理される四種の誣事との關係は左の如くである。



(七)

處分決定は(一)全僧伽に依り、(二)同一僧伽選出の委員に依り、(三)他の僧伽に屬する比丘から成る審判者團に依り、(四)僧伽の多數投票に依つてなされる。又一つの僧伽羯磨は、換言すれば一つの法廷は二様には使はれない。譬へばあることが滿場一致で決しなかつた場合に爭論誣事としての手續に移さず、直ちに多數決に依つて決することは出来ない。かゝる場合は必ずその事件の正しい過程を経るべきで、(一)委員を選んでか若しくは

(二)他住處に屬する比丘の審判者にかいづれかに事件が委託され、是等の人々が決定を與へれば僧伽は其の拘束を受ける。若し(一)の委員の場合に決定を見ない時は、委員から事件が僧伽に返還されて多數覓罪相法に移される。又た(二)の審判員から事件が返還された時には恐らく委員付託に移されるのである——此場合多數覓罪相法へ移す規定がないから——

(八)

王舍城住の比丘が女人に觸れたことが露顯して、僧伽に告發された事件があつた。此れは禁戒中の僧殘法第二條の、摩觸女人戒「若し比丘にして、卑しき心を以つて女の體に觸れんとして、若しは手、若しは足、若しは髮を捉へ若しは體の種々なる所に觸るゝは僧殘罪なり」を犯すものである。今ま此の場合を例に取つて考へて見るに、Aなる比丘が此のことについてB比丘に依つて告訴されたとすれば、此れは罪過誣事である。僧伽は正式に全員出席の僧伽羯磨を構成せねばならない。此の全員出席の所へAを呼び、全員の前でC比丘から訊問さるゝこととなる。此の事件は僧殘罪で、所謂重罪であるから、

現前毘尼―自言治法の方法では處理が出来ず、C比丘の訊問に對するA比丘の返答の如何で、種々なる羯磨に提出する白文(判決文)が出来る。今A比丘の答へ方に依つて生ずる種々の場合を考へ見ると次の様になる。

(九)

(一) A比丘が「私が罪を犯したと言はるゝ時は精神錯亂中で前後は記憶して居るが犯罪だけは記憶しません」と答へたとする。(a)若し僧團が是れを承認せばA比丘は現前毘尼―不痴毘尼法の取扱ひをば僧伽に要求して潔白を得る。又(b)僧團の人々が異議を唱へてA比丘の告白を認めない場合はA比丘は除却羯磨中の不見罪の處分を受け、或ひは(c)告發者が信用される信女である場合は(是れは僧殘罪の規定に従つて)別住羯磨を宣告される。

(二) A比丘が「私はかゝる罪を犯さない」と固執したとする。(a)此の場合A比丘が信用ある比丘であつて此の答へに僧團の人々が異見がなければ此の時A比丘は現前毘尼―憶念毘尼の取扱ひを要求して潔白を得ることになる。(b)A比丘の主張が承認されざる場合は(一)の場合

と同様の處分を受ける。

(三) A比丘が「私はそんなことを白狀出来ぬ」と固執した場合は(a)除却羯磨中の不見罪の處分を受けるか(b)又は直ちに別住羯磨の宣告をされることになる。

(四) A比丘が直ちに「犯しました」と言へば、(a)罪を隠して居た日數の覆藏別住羯磨を受くるか、(b)犯罪直後であれば非覆藏羯磨を宣せられて直ちに摩那捶羯磨の宣言を受ける。

(五) 若しA比丘が「犯した」と言ひ「犯さない」と言ふ様に白狀が前後不一致であれば寃罪相法の取扱を受けて告白不一致の罪を追及され、告白して後に、告白に従つて處罰さるゝこととなる。

(六) A比丘が「私はそんな僧殘罪は犯さない。唯だ女と屏處に坐して居た(波逸提罪)だけである」と言つた場合は(a)告發者が篤信の女であれば告發者の言を正しとする。(b)告發者が居ないか。又はA比丘が信用すべき者なれば波逸提として認められる。此れは輕罪であるから自言治の取扱ひになる。

上來のAの告白に依つて異なる種々相を考へ、律藏に於いては規則制定の動因となる時の犯罪者はあつても、規

則制定後それを適用され犯罪者をほとんど見ることの出来ない事實とを合せて見るに「私は錯亂中で覺えない」と言ふ白狀の仕方でも大いに利用されたのではないかとも思はれる。いづれにしてもAが事實犯罪者であるとして而して罪を免れる唯一の方法は「錯亂不覺」である。

## (十)

宣告の中で罰罪でないものに復権の羯磨がある。此れは服罪して罰役をつとめ上げたものに、出罪を許すので二十人以上の僧伽員出席可能の僧伽羯磨で、白四羯磨で執行されるのである。

懲罪的な罰罪宣告は大體八種である。元來律藏規定の禁律中での重罪は姪、盜、人殺、大妄語（法を覺らずして覺つたと言ふもの）であるが、これは犯すと同時に教團放逐であつて、此れに對して審判した事實は律藏中には出て來ない。罪科を決定して罰刑の宣告する僧伽羯磨は大體左の如きものである。

(一)別住羯磨、この宣告を受けたものは教團と別住して謹慎せしめられる。此れに四種ある。

(a)覆藏羯磨（罪を犯して隠して居た期間だけ別住

さす）

(b)非覆藏羯磨（罪を犯すと同時に告白せるものには直ちに次の摩那埵に移すことにする）

(c)根本除却別住羯磨（本罪未決のまゝ別住して留置する）

(d)延長羯磨（別住中に餘罪を犯し、又は發見されたものに別住の延長を決す）

(二)摩那埵羯磨、これは別住と同様の體刑を與へるのであるが。別住を終へたものに六夜の後復権の羯磨行をふことを言渡す。

(三)呵責羯磨、この宣告を受けたものは、授戒、著弟子、教授比丘尼、說戒、羯磨、受供養等三十五種の言はゞ團員としての公權停止をされる。

(四)依止羯磨、この宣告をされたものは指定された人に依止してその監督の下に居らねばならない。無論公權停止組である。

(五)擯出羯磨、この宣告を受けたものは布薩說戒を除いて余の一切の公權は停止である。

(六)遮至白衣家、これは在家人に對して僧侶としてあるまじきことをしたものに在家に行く事を禁止する

宣告である。この宣告を受けたものは世間不見不聞の處に懺悔して住するので教團の人が在家人の所に訛びに行き在家人がこれを許し、ついで自らも後見人に伴はれて在家人に訛び許さるゝ迄これがつゞく  
 (七)除却羯磨、これに(a)不見罪(b)不懺悔(c)不捨邪見の三種があつていづれもその誤りを認むる迄團員としての公權の停止を受く。

(八)宣告羯磨、此れは特例をなすもので、律藏では唯一回、提婆達多が僧伽に反逆をなして、然も僧伽員として居たのに對して行はれて居る(Cullavagga, V, 11, 3, 2)。此れは僧伽が宣言を發して、宣言せられたものゝ言動に對する一切の責任を拒否するのである。

(九)梵壇法、是れは唯だ一度だけあつたとせらるゝだけで、大般涅槃經(Mahāparinibbāna suttanta, VI, 4)に記さるゝものである。闍怒比丘と言はるゝ郡に佛陀から課せられた罰罪であつて僧伽羯磨に依るものではなす。

(羯磨類別表)

(一)懲罰的羯磨

原始佛教僧伽の統治法について(佐藤)

(A)別住羯磨(Parivāsa)

(a)非覆藏別住(Apātohanna)

(b)覆藏別住(Patichanna)

(c)根本除却別住(Mulāya patikkassaṅgā)

(d)延長別住(Samodhāna)

(B)摩那誑(Mānatta)

(C)呵責(Tajjanīya)

(D)依止(Nissaya)

(E)擯出(Pabbhānīya)

(F)遮至白衣家(Patisāranīya)

(G)除却(Ukkhepanīya)

(a)不見罪(Āpatiyā adassane)

(b)不懺悔(Āpatiyā appatikkamme)

(c)不捨邪見(Papikāya dittiya appatikkasagge)

(H)顯現(Pakāsanīya)

(I)梵壇(Brahmadanda)

(二)非懲罰的羯磨

(A)授戒(Upasampadā)

(B)布施(Uposatha)

(C)結界(Sīma)

- (D) 自恣 (Pavāraṇa)
- (E) 加稀那 (Kantina)
- (F) 任命
- (G) 開堂式
- (H) 相續決定
- (I) 復權 (Abbhāna) 其他
- (三) 特種的羯磨
- (A) 覓罪相法 (Tassa-pāpiyasika)
- (B) 草覆地法 (Tina-Vitharaka)

## (十一)

佛教僧伽は初めは政治的結合なき出家者の集團であつたと考へらるゝが、佛滅百年后には既に、諸地方の僧伽住處に結成されたる共和的統治の僧伽となり、團體外とは政治的法律關係を結び、自らは行政立法を行ひ、團員には司法能力を行ひ得るものとなつたのである。佛教外の法典 (Dhammasāstra) からして、此の佛教の統治法が慣用法として行はれたことは確められる。カウティリヤ (Kautilya) の義論 (Arthasāstra) は諸慣用法 (Samaya) に違反するものを罰する義務をば、君主の義務とするが、此の中に僧伽が數へられ、又マヌ法典 (manu) にも僧伽

を語り、Medhātīhi の解説に依れば「僧伽とは同一信仰、各地、各階級人の集合で、例へば比丘の僧伽、商人の僧伽、吠陀學者の僧伽である」とする。此の「比丘の僧伽」とは佛教僧伽のことである。

律藏大品 (mahāvagga, VI, 39) に、僧伽の種子を他人の土地に種えた場合には一分を他人に與へた後に僧伽が收獲し、他人が僧伽の土地に種子を種えた時も一分を他人に與えて收獲すべき規定がある。此の規定は、僧伽の規定が僧伽外にも承認さるゝ一般法として法律的效力あることを意味する。今一つの僧伽法の重要な觀點は、僧伽が僧伽員に與へた司法處分を、國家の執行官吏が國家の權威で實行して呉れる場合である。例へば僧伽羯磨で追放處分をなした場合に、遠隔地の比丘が此れに反抗しても、國家的權力でその効果を裏付けて呉れることである。